

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	長野県 安曇野市

## 安曇野市鳥獣被害防止計画 (令和8年度～令和10年度)

<連絡先>

担当部署名	農林部 耕地林務課
所在地	長野県安曇野市豊科 6000 番地
電話番号	0263-71-2432
FAX番号	0263-71-2507
メールアドレス	kouchirinmu@city.azumino.nagano.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

## 安曇野市鳥獣被害防止計画 目次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	2
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	2
(1)被害の現状	2
(2)被害の傾向	3
(3)被害の軽減目標	4
(4)従来講じてきた被害防止対策	4
(5)今後の取組方針	5～6
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	6
(1)対象鳥獣の捕獲体制	6
(2)その他捕獲に関する取組み	7
(3)対象鳥獣の捕獲計画	7～8
(4)許可権限委譲事項	8
4. 防護柵の設置等に関する事項	8
(1)侵入防止柵の整備計画	8
(2)侵入防止柵の管理等に関する取組	9
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	9～10
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、 又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	10
(1)関係機関等の役割	10
(2)緊急時の連絡体制	11
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	11
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等 その他有効な利用に関する事項	12
(1)捕獲等をした鳥獣の利用方法	12
(2)処理加工施設の取組	12
(3)捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	12
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	
(1)協議会に関する事項	12～13
(2)関係機関に関する事項	13
(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項	13
(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項	14
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	14
資料. 鳥獣被害対策実施隊体制図	15

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類：ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン 鳥類：サギ類（アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ）、カワウ、 カラス類（ハシボソガラス・ハシブトガラス）、ヒヨドリ、ムクドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	安曇野市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額（千円）	面積（ha）・量（t）
サギ類	淡水魚他	8,760	14.6 t
被害数値の設定根拠	被害金額については市内で確認された営巣数を基に算出		
カワウ	淡水魚他	20,038	33.3 t
被害数値の設定根拠	被害金額については市内河川で確認された羽数を基に算出		
カラス類	果樹、野菜、稲	0	0 ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ヒヨドリ	果樹	0	0 ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ムクドリ	果樹	0	0 ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ニホンザル	果樹、野菜、稲	209	0.71 ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ニホンジカ	果樹、野菜、稲	827	1.62 ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
イノシシ	果樹、野菜、稲	25	0.11 ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ハクビシン	野菜	0	0 ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

有害鳥獣による農水産物の被害は、鳥類では犀川付近の河川におけるカワウやサギ類による被害、さらに果樹地帯においてはカラス類やムクドリ・ヒヨドリ等による被害、獣類では西山地域におけるニホンザルによる被害、東山地域においてはニホンジカ・イノシシを中心とした被害が多く発生している状況です。

未然の防止対策のひとつとして、平成23年度から段階的に国の交付金を活用して広域獣害防護柵の設置を進め、西山地域では松本市梓川境の三郷南小倉地区から穂高地域境の堀金岩原地区まで、東山地域では平成29年度に明科上押野地区(天王原)へ設置し、市内8地区(9箇所)・総延長20.6kmとなっています。

市内の西山地域(穂高、三郷および堀金地域)においては、広域獣害防護柵の未設置地域(穂高地域)や、柵を延長できない河川および交差する幹線道路などの開口部を通じて、ニホンザルが年間を通じて里に出没している状況です。農作物への被害とともに、民家の屋根へ登り瓦をはがしたり、民家の窓や倉庫のシャッターを自ら開け入り込み糞をしたり、食物を物色するなどの環境被害も聞かれました。また、ツキノワグマによる養蜂箱(ミツバチ)への被害や、イノシシがゴルフ場の芝を掘り返すといった農作物以外での被害も聞かれました。

三郷地域を中心とした果樹地帯では、カラスなどの鳥害による被害も聞かれ、ほ場付近の電線に複数羽でとまり、収穫時期のリンゴやモモの実を突くなどの農作物への被害が聞かれました。

市内の東山地域(豊科、明科地域)においては、ニホンジカを中心に果樹、野菜、稲を食べられたり、イノシシを含め農地を掻き回される等の被害が聞かれました。

また地域を問わず平地においては、ハクビシンなどの小型有害獣が出没し、家庭菜園などの野菜への被害が発生しています。

これらの被害への対策を多様に推進した結果、全体として被害額は抑制されつつあります。ただ、ニホンザルによる被害など、まだ抑制しきれていない現状があり、引き続き、より効果的な対策を推進する必要があります。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標 (鳥獣の種類)	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和10年度)	
	金額 (千円)	面積 (ha)・量 (t)	金額 (千円)	面積 (ha)・量 (t)
サギ類	8,760	14.6 t	7,008	11.68 t
カワウ	20,038	33.3 t	16,030	26.64 t
カラス類	0	0 ha	0	0 ha
ヒヨドリ	0	0 ha	0	0 ha
ムクドリ	0	0 ha	0	0 ha
ニホンザル	209	0.71 ha	167.2	0.56 ha
ニホンジカ	827	1.62 ha	661.6	1.29 ha
イノシシ	25	0.11 ha	20	0.08 ha
ハクビシン	0	0 ha	0	0 ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市猟友会による有害鳥獣捕獲</li> <li>・市猟友会へ捕獲具の貸与</li> <li>・大型捕獲檻の設置 (カラス用4基、ニホンザル用2基)</li> <li>・集落捕獲隊を活用した捕獲体制のサポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害内容に応じた効果的で規律ある捕獲方法</li> </ul>
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域獣害防護柵の設置 (市内8地区総延長：20,600m)</li> <li>・個人での侵入防止柵・侵入防止装置設置に対する補助</li> <li>・集落ぐるみによる有害鳥獣の追い払い</li> <li>・サルを追払うモンキードッグ事業への支援</li> <li>・ニホンザル追い払い隊による追い払い活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柵開口部(河川、道路)への対策</li> <li>・被害内容に応じた柵の構造仕様の選定及び設置ルートの選定</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域獣害防護柵沿線や有害獣出没箇所の緩衝帯整備</li> <li>・鳥獣被害に関する研修会等の実施</li> <li>・GPS首輪やセンサーカメラを活用した生息状況調査及び集落への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝帯の定期的な再整備</li> <li>・地域住民が主体となる体制構築</li> <li>・集落や農地にある誘引要素の除去</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。  
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

## (5) 今後の取組方針

鳥獣被害の要因として、鳥獣の生息数増加や生息域拡大によるものが挙げられますが、それがすべてではなく、人間社会に起因するものも被害の一つの要因であり、そのことを行政及び地域住民が認識することが重要となります。

今後、少子高齢化社会が加速し、人間社会の縮小と共に山林は今より一層樹林化が進み、鳥獣の生息数や生息域は更に広がると考えられます。そのため鳥獣を減らそうとするばかりでなく、人間社会において被害をもたらす原因を断つ取組を持続的に実施することにも重きを置きながら、対策に取り組めます。

そのためには、地域住民は「自らの財産は自らで守る」を原則とし、行政機関においては、様々な制度や交付金等を活用し、地域を支援します。

その基本的な取組方針として①捕獲②侵入防止対策③環境整備その他を以下の通りとし、あわせて種別ごとの具体的な取組方針を記載します。

### ① 捕獲等に関する取組

現在、安曇野市では安曇野市猟友会（実施隊）との業務委託において捕獲事業を実施していますが、実施隊は制度上、捕獲だけでなく、侵入防止や追払い活動など様々な対策を実施できることから、これまで隊員として活動いただいた捕獲従事者には引き続き捕獲事業にご協力いただきつつも、本来のありよう等について意見交換し、より良い体制構築に努めます。

### ② 追い払いや防護柵の設置等に関する取組

侵入防止対策は獣種や地形等にあわせて、構造や設置位置を選定することは重要であることから、被害発生箇所や被害をもたらす獣種等に応じた適切な柵の選定を基本的な方針とします。

加えて侵入防止対策は、メンテナンスが欠かせないことから、柵選定時には、維持管理の容易さを加味し、メンテナンスにあたる地域住民とコミュニケーションを図り、維持管理を万全にする体制を構築します。

また、ニホンザル追い払い隊による追い払い活動については今後も継続して、群れの滞在エリアを山側に追い込みます。

### ③ 生息環境管理その他の取組

農地や集落内に存在する放棄果樹や野菜くず等、人間が食べ物と認識しないものが、鳥獣を集落に呼び寄せる意図せぬ誘引餌となっており、これらを除去することが被害の抑制に重要な取組になります。

一方、少子高齢化社会にあって、これらの撤去を誰が実行するかということは全国的な課題となっています。

安曇野市では、可能な限り地域住民が主体的、自律的に行動できるよう、普及啓発に注力するとともに、補助的な体制として鳥獣被害対策実施隊が稼働できるよう体制構築を目指します。

○カワウ・サギ類：ニジマス等の稚魚の河川放流にあわせて銃による捕獲を実施するなど駆除・捕獲を中心に強化を図ることが必要であると考えます。また、営巣地を含め行動範囲が広域に渡ることから、専門家・県の指導・指示を得ながら、漁協関係者を含めた協議の場で市域の枠を越え防止・捕獲対策を検討します。

○カラス類・ヒヨドリ・ムクドリ：三郷地域などの果樹地帯を中心に、被害が多く聞かれている状況から、農作物被害の状況を的確に把握するとともに、個人で防止する

侵入防止柵や侵入防止装置への補助を継続し、農家の負担を軽減します。また、駆除・捕獲では銃による一斉捕獲を猟友会の支部ごとに実施するとともに、捕獲檻による捕獲も実施します。さらに、被害が市域の柵を越え広域に渡ることから、県の指導・指示を得ながら、市域の柵を越え防止・捕獲対策を進めていきます。

○ニホンザル：西山（穂高・三郷・堀金）地域における「ニホンザル追い払い隊」の活動を継続します。加えて一層の対策効果を得るため、捕獲と環境整備を強化します。  
○ニホンジカ・イノシシ：東山（豊科・明科）地域を中心に被害があり、個人で防止する侵入防止柵（電気柵等）や侵入防止装置への補助を継続するとともに、地域の実状に即した柵の設置を推進します。また、柵の設置推進に並行して捕獲対策を進めます。

○ツキノワグマ：市内山間部を中心に広範囲で目撃があり、ドングリなどエサの周期的な豊作・不作によっても出没状況は異なりますが、他獣類と比較し里で出没が確認された場合には、人的被害が懸念されます。そのため出没時には関係機関と連携し早急な情報把握を行い、パトロールや被害があった農地への防護柵設置を指導推進します。農地への複数回の出没など農作物への執着が見られた場合については、移動放獣を念頭に捕獲し大きな被害に繋がらないよう対策を進めます。更にはツキノワグマが出没しづらいように、誘引果樹の撤去や山際の藪の整備等、環境整備を進めていきます。

○ハクビシン：中・大型獣とは違い、平坦な街中など人家の周辺で家庭菜園などの農作物への被害が多く聞かれます。農作物被害の状況を的確に把握するとともに、「自らの農地は自ら守る」という観点から、被害住民の敷地内であれば狩猟免許がなくても申請により檻設置が可能なため、箱檻の貸出しを行うなど有害獣に対する啓発を図り、処分の際には関係法令に照らし適切な指導を行います。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲については、従来の捕獲体制を継続するものの、責任の所在等に鑑みれば課題が多い。そのため、市猟友会と今後の体制について協議する場を設け、体制改善を検討する。市猟友会と委託契約を締結し、市内5地域にある猟友会支部が地域ごと、各支部単位で農作物被害等が発生した都度、又は定期的に捕獲を実施する。その際、シカやイノシシ等の大型獣を銃猟する場合はライフル銃を使用する。大型獣については、銃猟の効率性や捕獲者の安全確保の観点から、ライフル銃を使用することが望ましい。

捕獲体制については、市が全体の許可を受け、各支部の会員が各地区の駆除班の従事者となる。捕獲事業については安曇野市が主体となり、各支部の捕獲従事者と連携しながら、それぞれ地域の実情に合わせて実施していく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。  
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。  
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組み

年度	対象鳥獣	取組内容
R8 ～ R10	カラス類	大型捕獲檻修繕（1基/年）
	ニホンザル他 有害鳥獣	狩猟免許の取得支援 射撃場施設整備による捕獲技術の高度化支援
	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣被害対策実施隊の捕獲従事者を新たに確保するための取組を関係者と協議</li> <li>● 一層効果的な捕獲を推進する検討会議を設置し、捕獲計画の策定、捕獲実績を精緻に記録する段取り、点検評価の手法について、捕獲従事者と協議</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>農作物被害の抑制を目的とする有害鳥獣捕獲においては、鳥獣の生息数そのものを山中で一律に削減することよりも、農地に接近・侵入する個体を的確に除去することが、被害軽減に直結することが知られている。</p> <p>特に、農地被害を引き起こす個体は、山林内部ではなく、山林と農地の境界部（以下「山際」という。）を主な行動圏として反復的に出没する傾向がある。このため、本計画においては、農地被害の抑制に直接的な効果を有する捕獲として、山際および農地周辺における捕獲を重点的に実施することを基本方針とする。</p> <p>ニホンジカの捕獲計画数については、長野県第二種特定鳥獣管理計画（第6期ニホンジカ管理：令和8年度～令和12年度）に基づく年間捕獲目標頭数を参考にし、またツキノワグマについても松本地域振興局管内の捕獲上限数を目安とする。その他の鳥獣については、被害状況や近年の捕獲実績を鑑みて設定する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
アオサギ	60	60	60
ゴイサギ	20	20	20
ダイサギ	10	10	10
カワウ	30	30	30
カラス類	1,000	1,000	1,000
ヒヨドリ	120	120	120
ムクドリ	160	160	160
ニホンザル	300	300	300
ニホンジカ	300	300	300
ツキノワグマ	8	4	4
イノシシ	100	100	100
ハクビシン	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>ツキノワグマの捕獲は原則としてドラム缶檻により実施する。</p> <p>イノシシ、ニホンジカについては主としてわなにより実施する。</p> <p>ニホンザルについては、わなにより実施する。加害個体を効果的に減らすことを意図して行い、群れごとの加害レベルに応じ捕獲する。また、個体数が過度に増加し、特に捕獲が必要となる群については、大型檻を用いた一斉捕獲を実施する。</p> <p>その他の獣類については原則として小型箱檻、くくりわなにより実施する。</p> <p>鳥類については銃による一斉捕獲を実施する。なお、カラス類については、被害の多く発生している市内4箇所にて大型捕獲檻を設置し捕獲を実施する。</p> <p>捕獲時期及び捕獲予定場所については被害発生場所を確認し、より効果的な場所において捕獲を実施する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>月に2回行われる猟友会による一斉捕獲等において、シカ、イノシシ等の大型獣を銃猟する際にライフル銃を使用する。大型獣については、銃猟の効率性や捕獲者の安全確保の観点から、ライフル銃を使用することが望ましい。</p>

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	検討	検討	検討

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象獣	取 組 内 容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	広域防護柵については、設置地区管理者や実施隊により事業実施計画、発注、施工等を適正化する。 ニホンザルに対しては追い払い隊による活動を継続する。	広域防護柵については、設置地区管理者や実施隊により事業実施計画、発注、施工等を適正化する。 ニホンザルに対しては追い払い隊による活動を継続する。	広域防護柵については、設置地区管理者や実施隊により事業実施計画、発注、施工等を適正化する。 ニホンザルに対しては追い払い隊による活動を継続する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

環境づくりへの取組み

餌になるものを放置すると、有害鳥獣が集落（地区）に出没しやすくなるとともに、個体数も増加し、農作物等への被害につながります。

鳥獣を集落（地区）や農地に近づけないためには、有害鳥獣が出没しにくい「環境づくり」に取り組むことが大切です。

安曇野市では、市を含めた松本広域圏の市村（3市5村）で組織する「松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会」を通し、継続した鳥獣被害対策に努めます。

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
R8 ～ R10	有害鳥獣全般	有害鳥獣が出没しにくい環境づくり推進月間の推進（11月） （適期収穫、廃果処理の徹底） ・鳥獣被害対策実施隊が、誘引果樹等の分布や野菜残渣の放置状況などを町内巡回して把握し、図面化。あわせてこれまでの柵整備実績を図面化。結果を住民等に助言するとともに、広報誌やホームページ等で周知 ・果樹や野菜等の農地への放置 ・生ゴミの農地への廃棄 ・庭のカキ等を収穫しないことによる無意識による間接的な餌付けをなくす。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

その他被害防止に関する取組み

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
R08 ～ R10	ニホンザル ツキノワグマ	緩衝帯整備事業による除間伐 モンキーダッグによる追払い 追払い用品資材等の購入 サル出没情報システム(G P S)の導入

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

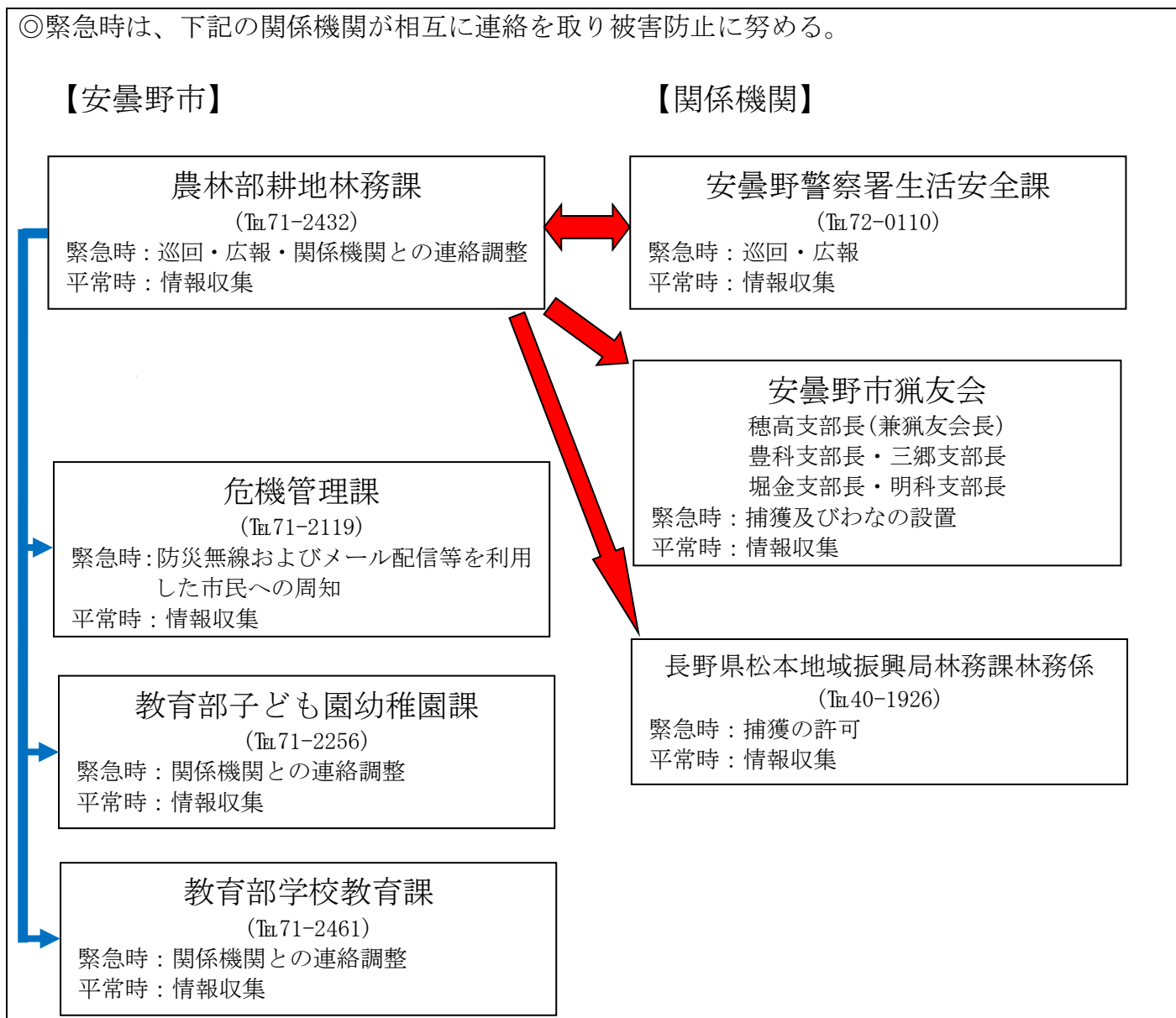
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
安曇野市耕地林務課	緊急時：巡回・広報・関係機関との連絡調整 平常時：情報収集
安曇野市危機管理課	緊急時：防災無線およびメール配信等を利用した市民への周知 平常時：情報収集
安曇野市こども園幼稚園課	緊急時：関係機関との連絡調整 平常時：情報収集
安曇野市学校教育課	緊急時：関係機関との連絡調整 平常時：情報収集
安曇野警察署生活安全課	緊急時：巡回・広報 平常時：情報収集
安曇野市猟友会	緊急時：捕獲及びわなの設置 平常時：情報収集
長野県松本地域振興局林務課	緊急時：捕獲の許可 平常時：情報収集

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

◎緊急時は、下記の関係機関が相互に連絡を取り被害防止に努める。



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則埋設及び焼却とし、一部（ニホンジカ、イノシシ）は自家消費もある。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品・ペットフード・皮革・その他	食品としての利用が可能と考えられるイノシシやニホンジカだが、過去の捕獲推移から見ても頭数も少なく安定的に供給することが困難である。そのため、市独自で施設を運営し採算ベースに乗せることは難しい。また、駆除業務と兼ねる作業となる事から、捕獲された後に適正な状態で加工施設に輸送することに対して要する人員の確保も課題となる。市内のジビエ加工業者との連携を図り、協働による役割分担のもとで、鳥獣の有効利用に向けた調整を行う。
------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

取組予定なし。
---------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組予定なし。
---------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	安曇野市有害鳥獣対策協議会
--------------	---------------

構成機関の名称 担当部署・連絡先	役 割
① あづみ農協 農業企画課・Tel72-2933	被害状況把握 被害農家との連絡調整
② 松本ハイランド農協 川手地区営農センター・Tel62-4912	被害状況把握 被害農家との連絡調整
③ 安曇野市猟友会 事務局・Tel71-2433	被害状況把握、情報提供 有害鳥獣捕獲及び追払い
④ 安曇野市農業委員 事務局(農業委員会)・Tel71-2497	農地及び農業問題の 有識者

⑤ 鳥獣保護管理員	被害状況、生息状況把握および指導、情報提供
⑥ 松本広域森林組合 あづみ支所・TEL77-2413	被害状況把握、技術の伝達 情報提供
⑦ 犀川漁業協同組合 TEL62-2022	被害状況把握、情報提供 連絡調整
⑧ 各地域の追払い隊	有害鳥獣追払い、情報提供
⑨ 安曇野ドッグスクール TEL83-4621	技術の伝達、情報提供 有害鳥獣追払い
⑩ モンキー犬管理	有害鳥獣追払い、情報提供
⑪ 安曇野市農林部 耕地林務課林務担当・TEL71-2432	事務局

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
信州大学農学部	鳥獣の生息、被害防止対策などのアドバイザー、学習放獣の実施
野生鳥獣被害対策松本地方部	鳥獣の生息、被害防止対策などのアドバイザー、被害集落の被害防除支援
その他、必要に応じ鳥獣対策アドバイザーを置く	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成24年12月28日設置。 市職員や猟友会員、自治会、地域住民が協働して活動にあたる。以下の3班から構成。(体制図別紙)</p> <p>① 加害獣捕獲班 (150名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害獣の目撃情報による現場確認とパトロールの実施</li> <li>・被害防止のための捕獲檻等の設置・管理</li> <li>・緊急時及び檻等による加害獣の捕獲・処分</li> </ul> <p>② 追い払い班 (57名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GPSデータによる生息及び行動の把握</li> <li>・緊急時及び行動把握によるニホンザル等の追い払いの実施</li> <li>・追い払いに支障となる樹木等の伐採</li> <li>・モンキー犬との連携による追い払いの実施</li> </ul> <p>③ 侵入防止班 (107名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域電気柵の適切な維持管理 (障害となる樹木等の撤去・点検)</li> <li>・個人等が設置する電気柵の設置及び管理に関する指導</li> <li>・餌源となる果実等の撤去 (伐採)</li> </ul>
---

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その

- 設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

追払い隊の活動支援

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

～里に近づけないための取組み～

- ① 果樹等の農地への放置、生ゴミの農地への廃棄、庭の柿等を収穫しないことによる無意識による間接的な餌付けをなくす。
- ② 緩衝帯整備の実施によるバッファゾーンの形成。
- ③ 廃農地の解消、空き家の適切な管理。
- ④ 市民による自己防衛の強化。

～長期的な取組み～

- ① 鳥獣害による過去のデータを蓄積し、関係部署が連携し被害対策を講じる。
- ② ニホンザルの追い払いに関する組織を設置し、地域の繋がりを広げながらニホンザルの生息域を山際へ戻す取り組みを実施する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月25日付け7森推第1178号同意

鳥獣被害対策実施隊体制図

